

**中国地方の港湾における地震・津波・高潮・液状化対策に係る検討会議規約（案）****（名称）**

第1条 本会議は、中国地方の港湾における地震・津波・高潮・液状化対策に係る検討会議（以下「検討会議」という。）と称する。

**（目的）**

第2条 東日本大震災による甚大な被害の発生を踏まえて、中国地方整備局において既に設置した「中国地方における大規模地震に対する検討委員会」の方向性を踏まえながら、臨海部の被害を最小限にすることを視野に入れた具体的な対応策、被害軽減策等を検討する。

**（検討事項）**

第3条 検討会議は、前条の目的を達成するため、以下の事項の検討を行う。

- 一 中国地方の港湾における護岸（民有護岸を含む）の現状把握
- 二 東海・東南海・南海地震の3連動が発生した場合等における護岸の安全性の検討
- 三 危険物保管施設前面の民有護岸や埋立地盤も含めた液状化判定及び対策の実施の検討
- 四 大規模津波や高潮等に対する浸水被害等の検討
- 五 船舶の被災や流出油の効率的な回収に資する施策の検討
- 六 被災リスク軽減のための官民連携による港湾BCPの策定の検討
- 七 その他、特に必要があるものとして座長が認めたもの

**（構成及び運営）**

第4条 検討会議は、別表に定める委員によって構成し、今後、議題に応じて追加するものとする。

- 2 検討会議は、座長が会務を総理する。
- 3 検討会議は、必要がある場合は、有識者等の出席を求め意見を聞くものとする。
- 4 より詳細かつ具体的な検討を行う場として、国際バルク戦略港湾に位置づけられ、多様な産業が集積しコンビナートを形成する港湾において、意見交換会を別途設置する。

**（公開）**

第5条 検討会議は、報道機関を通じて原則として公開とする。ただし、会議の内容によっては検討会議に諮り、非公開とすることができる。

**（検討会議の事務局）**

第6条 検討会議の事務局は、中国地方整備局港湾空港部におくものとする。

**（その他）**

第7条 この規約に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、座長が検討会議に諮って定めるものとする。

**附 則**

この規約は平成23年10月18日から適用する。

## 別表

### 中国地方の港湾における地震・津波・高潮・液状化対策に係る検討会議 メンバー

#### (座長)

三浦 房紀 山口大学大学院 教授

#### (有識者)

戸田 常一 広島大学大学院 教授

松見 吉晴 鳥取大学大学院 教授

菅野 高弘 独立行政法人港湾空港技術研究所 特別研究官  
(地震防災研究担当)

#### (経済界)

松浦 靖男 中国経済連合会 常務理事

谷村 武士 中国地方商工会議所連合会 幹事長

#### (行政機関)

平出 純一 岡山県 土木部長

加藤 雅啓 広島県 土木局 空港港湾部長

小口 浩 山口県 土木建築部長 (オブザーバー)

高田 昌行 国土交通省中国地方整備局 港湾空港部長